

(様式4-2)

林業経営者名簿

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業種
051717	令和4年 3月29日	横手市森林組合	代表理事組合長 備前 雄一	横手市山内土 渕字小目倉沢 34-8	0182-53-2281	有

1. 雇用の状況

林業現場作業職員（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
10人 (10人)	14人 (14人)	有	有	人 24	% 6・0.3	人 24	人 24	人 24	人 23

※ 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター（森林総合監理士）	ニューグレーションマイスター	秋田県林業技術管理士
人 7	人 1	人	人 7	人 1	人	人	人 14	人	人 9	人 1

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者のこと。

注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなど

して、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。

注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

3 林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤダ	フェローバン チャ	スキッド	タローヤダ	バケット付 グラップル	林内作 業車	その 他
台 2	台 1	台 2	台 1	台	台 1	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととする。

4 生産量の増加又は生産性の向上

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください

事業区分		指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする 事業年度の 見込 R7	目標 とする 項目
				直近の 前々年	直近の 前年	直近		
生産	主伐	面積 (ha)	直営	19.5	10.50	2.50	20	
			請負	111.0	140.98	139.67	145	
			合計	130.5	151.48	142.17	165	
		材積 (m3)	直営	2,036	1,638	891	2,600	
			請負	11,541	19,009	14,434	19,900	
			合計	13,577	20,647	15,325	22,500	✓
	間伐	生産性 (m3/ha)	直営	6.6	7.9	7.8	8.0	
			直営	43.3	45.14	30.25	40.0	
			請負	242.0	264.23	128.39	200.0	
		面積 (ha)	合計	285.3	309.37	158.64	240.0	✓
			直営	3,182	2,173	1,489	2,800	
		材積 (m3)	請負	18,034	16,020	7,777	14,000	
			合計	21,216	18,193	9,266	16,800	✓
		生産性 (m3/ha)	直営	7.6	7.0	7.2	7.7	
			直営	1.9	0	0.40	8.0	
造林・	植付	面積 (ha)	請負	10.9	21.12	22.13	25.0	
			合計	12.8	21.12	22.53	33.0	✓
	下	面積	直営	8.8	6.93	0	15.0	

保育	刈り	(ha)	請負	50.4	43.15	54.59	65.0	
			合計	59.2	50.08	54.59	80.0	
	その他	面積 (ha)	直営	14.1	0.84	69.46	30.0	
			請負	80.0	48.84	197.57	200.0	
			合計	94.1	49.68	267.03	230.0	

事業期間

直近の事業年度： R 2年 4月 1日 ～ R 3年 3月 31日

目標とする事業年度： R 7年 4月 1日 ～ R 8年 3月 31日

以下の5～11の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、() 内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

5 生産管理又は流通合理化等

(1) 適切な生産管理

作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し ☒ ☐ ☐ (年後)

作業システムの改善 ☐ ☐ ☐ (年後)

□

その他 () ☐ ☐ ☐ (年後)

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

製材工場等需要者との直接的な取引 ☒ ☐ ☐ (年後)

とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 ☒ ☐ ☐ (年後)

森林所有者や工務店等との連携 ☒ ☐ ☐ (年後)

その他 () ☐ ☐ ☐ (年後)

(1) 及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

- (1) 生産性を意識し、進捗状況等を報告・共有しながら、意見交換を行っている。
(2) 地場製材工場等への直接販売を行うと共に、上部機関を通じた販売も行っている。

6 造林・保育の省力化・低コスト化

伐採・造林の一貫作業システムの導入 ☒ ☐ ☐ (年後)

コンテナ苗の使用	☒	☐	☐ (年後)
低密度植栽	☒	☐	☐ (年後)
下刈りの省略	☒	☐	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

皆伐再造林を推進し、コンテナ苗を活用することにより作業性の向上に努め、隔年の下刈りにも取り組んでいる。

7 主伐後の再造林の確保

主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	有している ☒	1年以内に整備する予定 ☐	整備する意向がある ☐ (年後)
主伐後の適切な更新	取り組んでいる ☒	1年以内に取り組む予定 ☐	取り組む意向がある ☐ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

森林所有者より、スギ主伐後の再造林の重要性について理解をいただきながら推進している。

8 生産や造林・保育の実施体制の確保

素材生産の事業実績	3年間以上 ☒	1年間以上 ☐	1年間未満 ☐	実績なし ☐
造林・保育の事業実績	☒	☐	☐	☐

9 伐採・造林に関する行動規範の策定等

独自の行動規範等の策定	策定等している ☐	1年以内に策定等する予定 ☐	策定等する意向がある ☐ (年後)
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	☒	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

素材生産・造林作業、問わず行える作業体制を構築している。

上部団体を含む県内の森林組合一律で、行動規範を策定している。

（令和4年3月25日施行予定）

10 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある
(1) 雇用管理の改善			
現場作業職員の常用化	☒	☐	☐ （年後）
現場作業職員への月給制の導入	☒	☐	☐ （年後）
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☒	☐	☐ （年後）
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	☒	☐	☐ （年後）
その他（ ）	☐	☐	☐ （年後）
(2) 労働安全対策			
現場作業職員等への安全衛生教育	☒	☐	☐ （年後）
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	☒	☐	☐ （年後）
リスクアセスメント	☒	☐	☐ （年後）
防護具の着用の徹底	☒	☐	☐ （年後）
作業現場の安全巡回	☒	☐	☐ （年後）
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☒	☐	☐ （年後）
その他（ ）	☐	☐	☐ （年後）

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

雇用管理の改善・労働安全対策、共に取り組んでいる。

1 1 コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である	☐	☒
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	☐	☒
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である	☐	☒
6の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である	☐	☒
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者である	☐	☒
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等		

1 2 常勤役員の設置（※ 法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日
代表理事組合長	びぜん 備前 ゆういち 雄一		

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

1 3 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名：横手市

※経営管理実施権

森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

1 4 その他知事が定める情報

- ・秋田県知事より、林業労働環境及び雇用管理等改善計画の認定を受けている。
- ・横手市長より、森林経営計画（11,398ha）の認定を受けている。
- ・森林施業プランナーによる、提案型施業の実施が確立されている。
- ・横手市・森林組合森林吸収共同プロジェクト推進協議会を組織し、横手 J-クレジットを活用した横手の森林を守る活動に取り組んでいる。

※実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。